



島根縣農會

始



目 次

は し が き

(一)

(二)

麥類配給統制規則

(二)

小麥配給統制規則

(八)

小麥粉等配給統制規則

(四)

臨時米穀配給統制規則

(三)

(四) (三) (二) (一) 麥類配給統制規則

(一)

米穀管理規則

(五)

(六) (五) (四) (三) (二) (一) 麥類配給統制規則施行細則(島根縣)

(三〇) (三)

臨時米穀配給統制規則施行細則(島根縣)

(元)

附 錄

(1) 米穀統制法

(四五)

(2) 輸出入臨時措置ニ關スル法律

(四九)

(3) 米穀ノ應急措置ニ關スル法律

(五二)

(4) 米穀配給統制法

(五三)

は し が き

支那事變の長期化更に進んでは全世界の動亂化に伴ひ國內經濟體制も今や長期建設體制、國家總力戰體制を目して新體制を打立てんがために急ぎつゝある。

要するにそれは自由主義經濟より統制經濟への移行の相であり、更に端的に云へば一切の物資を自由な流れと隨意な價格に任せた時代から之が配給を統制し價格を一定制限下に置く時代への變革である、即ち法に依る配給機構の設定と告示に依る公定價格制の實施であつて此の方向は國民の好みと好まざるに係らず今や強化の一途を辿りつゝありそれは又高度國防國家の建設のためには必然の歸趨であり結論である。

此の時代の必然の相を前にして所謂一錢でも高い取引價格を尋ねて奔命した農會の販賣斡旋事業も今は昔の夢であり、少くとも新時代に力強く生きんとする我々の配給統制事業は飽く迄高度國防國家實現のための新しき經濟體制へ對する寄與、翼賛であらねばならぬ。更にそれは零細、分散の型にある農家經濟を結集して統制への誘導であり啓蒙運動であらねばならぬ。

最近次から次へと公布せられる配給統制規則は實に枚舉に暇ないが聊か農產物に關係あるものを輯錄して近く發行せんとする公定價格集と相參照し以て新體制農會人の活動指針とし度い所存である。

尙規則の増加と共に二、三輯と發行なす豫定であるが關係者諸君の活動の資料となれば幸甚之に過ぎるものはない。

昭和十六年一月

島根縣農會

(一) 麦類配給統制規則

(昭和十五年六月十日
農林省令第四十六號)

第一條 麦類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル麥類ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ斡旋ニ依ルニ非ザレバ其ノ麥類ヲ買受ケ（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム）又ハ販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキ
- 二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 三 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第二條 前條ノ規定ニ依リ麥類ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル場合及小作料トシテ麥類ヲ受ケタル場合ノ外麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル麥類ヲ收受シタル者ハ遲滯ナク其ノ收受シタル麥類ノ種類別數量並ニ相手方ノ氏名名稱及住所ヲ其ノ相手方ノ所屬スル市農會又ハ町村農會（市農會又ハ町村農會ナキ場合ハ地方長官ノ指定スル市町村）ニ届出ヅベシ

第三條 麦類ヲ所有シ又ハ賣渡ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル麥類ニ付農林大臣ヨリ昭和十五年一月農林省商工省告示第一號、同年二月農林省商工省告示第四號又ハ同年二月

商工省農林省告示第一號ニ掲タル販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ
賣渡スベシ

第四條 農林大臣又ハ地方長官麥類ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ麥類生産者、
市農會、町村農會、產業組合其ノ他麥類ノ賣買又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ麥類ノ配給ニ關シ必
要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲タル者ヨリ麥類ノ配給ニ關シ必要
ナル報告ヲ微スルコトヲ得

第六條 本則ニ於テ麥類ト稱スルハ大麥、裸麥及燕麥（精麥ヲ含ム）ヲ謂フ

附 則

本令ハ昭和十五年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

昭和十五年一月三十一日農林省商工省告示第一號ハ小麥及小麥粉販賣價格指定ノ件、同二月十五日同第四號ハ
大麥及裸麥販賣價格指定ノ件及同商工省農林省同第一號ハ精麥販賣價格指定ノ件ナリ

麥類配給統制規則取扱要綱

第一 市町村農會ハ地區内ノ麥類生産者及地主ニ付麥類ノ販賣見込高ヲ調査シテ出荷計畫（時期及

販賣先別）ヲ定ムルコト

前項ノ出荷計畫ハ市町村長、農事實行組合、販賣組合、農業倉庫業者等ト連絡シ集荷ハ原則トシ
テ農業者團體ヲシテ之ニ當ラシムルノ方針ニ依リ之ヲ定ムルコト

第二 市町村農會ニ於ケル麥類ノ出荷統制ニ付テハ適當ノ方法ニ依リ縣農會、郡農會ヲシテ之ニ協
力セシメ統制實施ノ圓滑ヲ期スルコト

尙地方長官ニ於テハ市町村農會ニ對シ出荷統制ノ圓滑適正ヲ期スル様十分ナル指導監督ヲ爲シ必
要アル場合ハ規則第四條ニ基キ機宜ノ措置ヲ執ルコト

第三 市町村農會麥類ノ販賣（販賣ノ委託ヲ含ム）ノ幹旋ヲ爲ストキハ左ノ手續ニ依ルヲ原則トス
ルコト

- (一) 買主買主双方ニ對シ幹旋ノ通知ヲ爲ス（買主ニ對シテハ幹旋通知書ヲ交付ス）ト共ニ幹旋臺
帳ニ賣主及買主ノ氏名、住所及賣買ノ内容ヲ記載スルコト
- (二) 買主ハ前號ノ幹旋通知書ト引換ニ當該麥類ノ引渡ヲ受クルコトトシ賣主ハ右通知書ヲ原則ニ
送付スルコト

政府買入ノ大麥及裸麥ニ付テハ昭和十五年五月二十八日附依命通牒麥類買入要綱二ノ二ノ趣旨ニ
依リ日本米穀株式會社、地方長官ノ指定スル者又ハ其ノ代理人ニ限り販賣ノ幹旋ヲ爲スコト

第四 販賣組合、農業倉庫業者ハ其ノ取扱數量ヲ五日目毎ニ當該市町村農會ニ通知スルコト

第五 規則第一條第一號ノ許可ハ差當リ特約栽培ニ係ル麥酒用大麥ヲ買受ケントスル者ニ對シ之、
爲スコトシ右以外ニ許可ヲ必要トスル特別ノ事情アルトキハ豫メ當省ニ打合ヲ爲スコト

前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ當該市町村農會ニ通知スルコト

第六 規則第一條第三號ノ場合トシテハ差當リ農會ニ依ル出荷ノ統制ヲ爲シ得ザル場合ニ付特例ヲ
認ムル見込ナルコト

麥類ノ配給統制ニ關スル件（昭和十五年六月十五日十五米第一九七三號）

現下ノ食糧事情ニ照ラシ麥類ノ配給ヲ統制シテ其ノ圓滑適正ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアルニ鑑ミ本
日農林省令ヲ以テ別紙ノ通麥類配給統制規則公布相成候處右ハ麥類ノ集荷ハ原則トシテ農業者團體
ヲシテ之ニ當ラシムル方針ニ基キ市町村農會ニ於テ其ノ地區内ニ生產セラルル麥類ノ出荷ヲ統制シ
販賣組合（農業倉庫業者ヲ含ム）ニ販賣ノ委託ヲ爲サシムルコトシ其ノ他ノ者ニ在リテハ當該
市町村農會ノ斡旋ニ依リテ買受ケテ爲サシムルコトシテ全體的ニ麥類ノ出荷販賣ヲ圓滑適正ナラ
シムルノ趣旨ニ有之本制度實施ノ成果如何ハ食糧需給ノ調整ニ多大ノ關係ヲ有スル次第ニ有之候條
現下諸般ノ情勢ニ照ラシ農業團體ノ擔フ重大ナル使命ト責務トニ深ク思テ致サレ關係團體相提携シ
テ夫々系統機關ヲ督勵シ政府買入麥類ノ供出ヲ迅速確實ナラシムル等本制度ノ根本趣旨達成上萬全
ノ御措置相成度此段及通牒候也

麥類ノ配給統制ニ關スル件（昭和十五年六月十三日帝農受第四六九號）

（帝國農會長ヨリ各道府縣農會長宛通牒）

現下ノ食糧事情ニ鑑ミ食糧需給調整ノ要アル趣ヲ以テ米穀局長ヨリ本會宛五月三十一日十五米第一
六〇〇號麥類買入ニ關スル件別紙寫ノ通り通牒有之本會ニ於テハ同通牒添附ノ麥類買入要綱ニ付檢
討ヲ加ヘルト共ニ之ガ省令トシテ公布セラルル場合ハ地方ノ實情ヲ充分考慮スル様農林省ニ對シ具
申致居候處六月十日麥類配給統制規則ノ公布ニ伴ヒ別紙寫ノ通り通牒（六月十日十五米第一九七三
號農林次官通牒、六月十一日米穀局長通牒）有之候條不取敢關東地方府縣農會職員ヲ招集シ之ガ運
用等ニ關シ協議會ヲ開催セルトコロ農林省ノ方針左記ノ通り明示有之候ニ付テハ關係法規、通牒及
左記事項御諒承ノ上關係機關ト充分連絡シ萬遺憾ナク實施セラルル様御配意相成度此段通知旁々及
依頼候也

追而之ガ趣旨ノ徹底並運用ニ關シ六月十七日ヨリ一十三日迄全國七ヶ所ニ於テ農林省主催ヲ以テ
地方廳並道府縣農會縣販聯等ヲ招集シ協議會ヲ開催スル豫定ノ趣ニ候條御含ミ置相成度申添候

記

一、市町村農會ト販賣組合ノ關係

麥類配給統制規則（以下規則ト稱ス）第一條ノ除外規定（同條第一號）ニ依リ販賣組合等ニ於テ
取扱フ場合ハ農會ト無關係ノ如ク解セラルル惧アルモ右ハ單ニ法文上ノ表現ノ足ラザル爲メニシ

テ根本精神トスルトコロハ麥類配給統制規則取扱要綱（以下取扱要綱ト稱ス）

第一出荷計畫（時期及販賣先別）ノ樹立ニ關スル事項、同要綱第四取扱數量ニ關シ販賣組合等ヨリ農會ニ對スル報告義務等農會ニ綜合的集荷統制ヲ爲サシムル方針ナルヲ以テ此ノ點留意セラレタキコト

二、道府縣郡農會ト市町村農會トノ關係

規則、麥類買入要綱（以下買入要綱ト稱ス）ニ別段ノ記載ナキモ取扱要綱第二等ノ如ク系統機關ノ充分ナル協力活動ヲ爲サシムル方針ナルヲ以テ數量ノ割當等ニ關シテハ地方廳ト連絡ノ上系統機關ヲ通ズル等地方ノ實情ニ即應セシムル様留意セラレタキコト

尙小麥ノ配給統制ニ關シテハ中央、地方ニ配給統制協議會（假稱）設置セシムル方針ノ趣ナルコト（小麥ニ關シテハ追而具體的ニ通知スル豫定）

三、大麥、稞麥ノ政府買入（軍用ヲ含ム）ニ關スル事項

規則ニハ別段ノ規定ナキモ取扱要綱第三第二項及買入要項二ノ（三）ニ據り販賣組合ガ販賣ノ委託ヲ受ケタル麥類ハ道府縣販聯及全販聯ヲ通ジ政府ニ賣渡ヲ爲シ又產業組合ニ據り難キ場合ハ農會ニ於テ日本米穀株式會社地方長官ノ指定（此ノ場合ハ可成道府縣單位ノ商業組合等ヲ指定セシムル方針ナルコト）スル者又ハ其ノ代理人ニ限り販賣斡旋ヲ爲シ當該者ノ買受ケセルモノハ之ヲ直接政府ニ賣渡ヲ爲サシムル方針ナルコト

尙政府ノ買入數量ハ原則トシテ全出廻數量（生産數量ヨリ自家用數量ヲ控除セルモノ）ヲ買入スル方針ナルヲ以テ其ノ限りニ於テ農會ノ直接的販賣斡旋ハ規則第一條ノ規定ニ不拘前記ノ日本米穀會社及地方長官ノ指定スル者又ハ其ノ代理人以外ノ者ニハ之ヲ爲シ得ザル義ト解セラルベキニ付此ノ點留意セラレタキコト但シ事情ノ如何ニ依リ規則第四條ノ發動アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラザルハ勿論ナルコト

四、國庫ノ助成並販賣組合扱手數料（歩合金）ニ關スル事項

政府ノ買入價格ハ規則第三條ニ據り公定價格ニ依ルモノナルヲ以テ集荷費用ノ生産者轉嫁額ノ多寡ハ直チニ集荷成績ニ影響スル所アルベキヲ以テ農林省ニ於テハ目下集荷委託費（假稱）トシテ或ル程度ノ豫算ヲ要求申ノ趣ニ付了知セラレタキコト

尙販賣組合、道府縣販聯、全販聯ノ扱手數料（歩合金）ニ付テハ農林省ニ於テ一定ノ規準ヲ指示スル方針ナルコト

附 記

- (一) 規則第二條ノ規定ハ賣買又ハ販買ノ委託ニ依ル受渡ノ場合ニ非ズシテ現物辨濟、贈與等ノ場合ノ規定ニ付了知セラレタシ
- (二) 道府縣別大麥、稞麥ノ買上割當見込高ニ關シテハ五月二十八日附米穀局長ヨリ各地方長官宛通牒セルコト

(二) 小麥配給統制規則

(昭和十五年七月十五日
農林省令第五十八號)

八

第一條 小麥（精麥ヲ含ム）ノ配給ノ統制ハ本則ノ定ムル所ニ依ル。

第二條 小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス。

第三條 販賣組合及農業倉庫業者以外ノ者ガ小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ヲ買受ケ（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム）又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ幹旋ニ依ルベシ。

一 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

二 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ノ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ當該小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ。

第四條 小麥ノ販賣ノ委託ヲ受ケタル販賣組合若ハ農業倉庫業者、前條ノ規定ニ依リ市農會若ハ町村農會ノ幹旋ニ依リ小麥ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者又ハ前條第一項第一號若ハ第二號

ノ場合ニ於テ小麥ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ指定スル以外ノ者ニ其ノ小麥ヲ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ市農會又ハ町村農會（市農會又ハ町村農會ナキ場合ハ地方長官ノ指定スル市町村）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

前條ニ規定スル場合及小作料トシテ小麥ヲ受ケタル場合ノ外小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ヲ收受シタル者其ノ小麥ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦前項ニ同ジ。

第五條 前條第一項ノ地方長官ノ指定スル者ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣ニ於テ消費セラルル小麥（農林大臣ノ指定スル者ノ消費スルモノヲ除ク）ヲ販賣スル場合ヲ除クノ外政府、全國米穀販賣購買組合聯合會又ハ農林大臣ノ指定スル者以外ノ者ニ小麥ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

全國米穀販賣購買組合聯合會ハ政府又ハ前項ノ農林大臣ノ指定スル者以外ノ者ニ小麥ヲ販賣スルコトヲ得ズ。

第六條 小麥ヲ所有シ又ハ賣渡ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル小麦ニ付農林大臣ヨリ昭和十五年一月農林省告示第一號ニ掲グル販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ。

九

第七條 農林大臣又ハ地方長官小麥ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ小麥生産者、市農會、町村農會、產業組合其ノ他小麥ノ賣買又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ小麥ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 第五條第一項ノ農林大臣ノ指定スル者、全國米穀販賣購買組合聯合會及第四條第一項ノ地方長官ノ指定スル者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

一 買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル小麥ノ數量、價格及買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ賣渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所

二 販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル小麥ノ數量、價格及販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル年月日並ニ其ノ買受人又ハ販賣受託者ノ氏名名稱及住所

第九條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第七條ニ掲タル者ヨリ小麥ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス
麥類配給統制規則第三條中「昭和十五年一月農林省告示第一號、同年二月農林省告示第四號」ヲ「昭和十五年一月農林省告示第四號」ニ、同規則第六條中「裸麥、小麥及燕麥」ヲ「裸麥及燕麥」ニ改ム但シ罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ小麥ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者（販賣組合及農業倉庫業者ヲ除ク）ハ第四條第一項ノ地方長官ノ指定スル者以外ノ者ニ其ノ小麥ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ
(参照)

昭和十五年六月十日農林省令第四十六號麥類配給統制規則抄錄

第三條 麥類ヲ所有シ又ハ賣渡ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル麥類ニ付農林大臣ヨリ昭和十五年一月農林省告示第一號、同年二月農林省告示第四號又ハ同年二月商工省告示第一號ニ掲タル販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ讓渡スベシ

第六條 本則ニ於テ麥類ト稱スルハ大麥、裸麥、小麥及燕麥（精麥ヲ含ム）ヲ謂フ
昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品ニ關スル臨時措置ニ關スル件、同十五年一月三十一日農林省告示第一號ハ小麥及小麥粉販賣價格指定ノ件、同二月十五日同第四號ハ大麥及裸麥販賣價格指定ノ件及同商工省告示第一號ハ精麥販賣價格指定ノ件ナリ

小麥配給統制規則取扱要綱

第一 規則第三條ノ運用ニ付テハ麥類配給統制規則取扱要綱ニ依ルノ外左ノ取扱ヲ爲スコト

一 小麥實需者ニ對シテハ規則第四條及第五條ノ定ムル所ニ依リ配給スルコトトシ市町村農會ハ

實需者ニ對スル販賣ノ斡旋ハ之ヲ爲サザルコト

第二 規則第四條第一項ノ「地方長官ノ指定スル者」トシテハ左ニ掲タル者ヲ指定スルコト

一 道府縣販賣組合聯合會

二 聯合農業倉庫業者

三 道府縣ヲ區域トスル取扱業者ノ團體（右團體ナキ場合ハ不取敢主要ナル取扱業者ヲ以テ之ニ

代フルコトヲ得ルコト）

第三 販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ販賣ノ委託ヲ受ケタル小麥ハ道府縣販賣組合聯合會又ハ聯合農業倉庫業者ニ販賣ノ委託ヲ爲スヲ原則トシ其ノ他ノ者ガ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル小麥ハ

第二ノ三ニ掲タル者ニ販賣スルコト

第四 規則第四條第一項但書ニ依ル市町村農會ノ承認ニ付テハ左ノ取扱ヲ爲スコト

一 當該小麥ノ生産地ノ市町村農會ノ承認ヲ受ケシムルコト

右市町村農會ナキ場合ハ當該小麥ノ生産地ノ市町村ノ承認ヲ受ケシムルコト

二 當該市町村内ニ居住スル者ニ對シ其ノ自家用消費ニ充ツル小麥ヲ販賣スル場合ニ限り承認スルコト

第五 規則第五條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ指示ニ付テハ左ノ措置ヲ講ズルコト

一 別途指示スル道府縣内小麥消費量（第六ノ一及一二掲タル大口需要者ノ消費量ヲ含マズ）ニ

付販賣先、販賣時期等配給上必要ナル指示ヲ爲スコト

二 右ノ配給ニ付テハ地方ノ實情ニ應ジ商業組合又ハ需要者團體ヲ通ジ配給セシムルコト

第六 規則第五條第一項ノ農林大臣ノ指定スル者ハ左ニ掲タル者トスル見込ナルコト

一 小麥製粉能力二百バーレル以上ノ製粉業者又ハ其ノ團體

二 年小麥消費高五萬石以上ノ釀造業者又ハ其ノ團體

三 日本米穀株式會社

尙道府縣内小麥消費（大口需要者ノ消費ヲ除ク）ノ爲他道府縣產小麥ヲ移入スル必要アル道府縣

ニ對シテハ第五ノ二ノ趣旨ニ依リ適當ナル者ヲ指定スル見込ナルコト

第七 規則第五條第一項但書ノ許可ヲ爲サンツスルトキハ當局ノ承認ヲ受クルコト

第八 規則第七條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サンツスルトキハ當局ノ承認ヲ受クルコト

第九 本規則ヲ昭和十五年七月二十日ヨリ施行スルコトシタルハ地方ニヨリ團體ノ指定等之ガ施

行ノ準備ニ相當ノ時日ヲ要スル場合アリト認メタルニ因ル次第ナルガ其ノ施行前ニ於テモ本規則

ノ趣旨達成上遺憾ナカラシムル様麥類配給統制規則第四條ノ運用ニ依リ機宜ノ措置ヲ講ズルコト

小麥ノ配給統制ニ關スル件（昭和十五年七月十三日 一五米第二四
一五號農林省米穀局長ヨリ知事宛通牒）

現下ニ於ケル食糧事情ニ鑑ミ小麥ノ配給ヲ統制シ其ノ圓滑適正ヲ圖ルト共ニ政府買入小麥ノ供出ヲ

迅速確實ナラシムルノ要緊切ナルモノ有之候條昭和十五年七月十五日附テ以テ別紙案ニ依リ小麦配給統制規則ヲ公布相成見込ニ有之候處同規則ノ運用ニ關シテハ七月九日閣議決定農林畜產物ノ集荷並ニ配給ニ關スル件ノ趣旨ニ基キ別紙取扱要綱ニ依リ實施上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

追而麥類ノ出荷ニ付テハ生産者個々ニ之ヲ爲スコトナク農會ノ統制ノ下ニ之ヲ爲サシムルヲ根本ノ趣旨トシ右ニ依ル運用方針ニ付テハ嚮ニ通牒ノ次第モ有之候處今般ノ小麦配給統制規則第二條及第三條ハ右ノ趣旨ヲ明確ナラシムル様規定シタルモノニ有之候條御含ミノ上周知方御取計相成度申添候

(三) 小麥粉配給統制規則

(農林省令第六十五號)

第一條 小麥粉製造業者ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ（指定小麥粉製造業者）ハ其ノ製造スル小麦粉ヲ農林大臣ノ指定スル者、中央小麥粉配給機關以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

中央小麥粉配給機關ハ其ノ取扱フ小麥粉ノ配給計劃ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二條 中央小麥粉配給機關ハ地方長官ノ指定スル者（地方小麥粉配給機關）以外ノ者ニ小麥粉ヲ

賣渡スコトヲ得ズ、但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 指定小麥粉製造業者以外ノ小麥粉製造業者ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ其ノ製造スル小麦粉ヲ當該道府縣ノ地方小麥粉配給機關以外ノ者ニ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 地方小麥粉配給機關ハ其ノ取扱フ小麥粉ノ配給計劃ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五條 小麥粉ヲ所有シ又ハ賣渡ノ目的ヲ以テ占有スルモノハ其ノ所有シ又ハ占有スル小麥粉ニ付農林大臣ヨリ昭和十五年一月農林省、商工省告示第一號ニ掲グル販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第六條 小麥粉ヲ原料トスル物品ノ製造ヲ業ト爲ス者ハ小麥粉ヲ原料トシテ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ小麥粉ヲ原料トスル物品ノ製造ヲ業ト爲ス小麥粉ヲ原料トシテ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スル物品ヲ製造セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第七條 農林大臣又ハ地方長官小麥粉又ハ小麥粉ヲ原料トスル物品ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ當該物品ノ製造ヲ業ト爲ス者又ハ當該物品ノ賣買若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 小麥粉ノ製造設備ノ新設、増設又ハ改設ヲ爲サントスル者ハ農林大臣ノ指定スルモノニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第九條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第七條ニ掲タル者ヨリ小麥粉又ハ小麥粉ヲ原料トスル物品ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ中央小麥粉配給機關ノ指定アル迄ハ指定小麥粉製造業者ハ農林大臣ノ指定スル者ノ定ムル小麥粉配給計劃ニ從ヒ其ノ製造スル小麥粉ヲ賣渡スコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ指定小麥粉製造業者ハ地方小麥粉配給機關以外ノ者ニ小麥粉ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二項ノ農林大臣ノ指定スル者ハ小麥粉配給計劃ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

小麥粉製造業者ハ左ニ掲タル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ十日以内ニ指定小麥粉製造業者ニ在リテハ農林大臣ニ其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ニ届出ヅベシ

一、小麥粉ノ製造設備ノ所在ノ場所、臺數、型式及製造能力

二、本令公布ノ日ニ於ケル小麥及小麥粉ノ所有數量

小麥粉等配給統制ニ關スル件

(昭和十五年八月九日十五米第二七四)

現下ニ於ケル食糧事情ニ鑑ミ小麥粉ノ配給ヲ統制シ其ノ圓滑適正ヲ圖ルノ要緊切ナルモノ有之候條昭和十五年八月八日農林省令第六十五號ヲ以テ小麥粉等配給統制規則ヲ公布相成候處同規則ノ運用ニ關シテハ別紙取扱要綱ニ依リ實施上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

尙規則第一條ノ指定小麥粉製造業者ノ製造スル小麥粉ノ賣渡ニ關シテハ總テ右規則ニ依リ中央ニ於テ之ヲ統制スルコト、相成候ニ付テハ右小麥粉ノ道府縣外移出ニ制限ヲ加フルハ本則ノ根本趣旨ニ反スル義ニ有之右ノ如キ措置ハ絕對ニ之ヲ爲サザル様致度爲念申添候

小麥粉等配給統制規則取扱要綱

第一 規則第一條ノ指定小麥粉製造業者トシテハ別紙記載ノ小麥粉製造業者ヲ指定スル見込ナルコト

第二 規則第一條ノ中央小麥粉配給機關ニ付テハ目下關係方面ニ於テ會社設立ノ準備中ニシテ同會社ノ設立ヲ俟ツテ之ヲ指定スル見込ナルコト

右機關ノ指定アル迄ハ附則第二項ニ依リ指定小麥粉製造業者ノ組織スル社團法人全國製粉協會ヲ指定スル見込ナルコト

第三 規則第二條ノ地方小麥粉配給機關トシテハ當該道府縣ニ於テ小麥粉ノ配給ヲ爲シ居リタル指定小麥粉製造業者ノ特約店等主要ナル小麥粉取扱者ノ組織スル團體ヲ指定スルコトトシ急速ニ右團體ノ結成ヲ爲サシムルコト

第四 第三條ニ依ル小麥粉製造業者ノ指定ハ二バーレル以上ノ製粉能力ヲ有スル者ニ付之ヲ爲スコト但シ當該地方ノ實情ニ鑑ミ必要アルトキハ製粉能力二バーレル以下ノモノヲ指定スルモノ差支ヘナキコト

第五 規則第三條但書ノ許可ハ產業組合又ハ同聯合會ガ購買事業トシテ團體員ニ對シ小麥粉ヲ配給スル場合等特別ノ事情アル場合ニ之ヲ爲スコト

第六 規則第六條ノ物品ノ指定ヲ爲サントスルトキハ豫メ當局ノ承認ヲ受クルコト

第七 規則第七條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ當局ノ承認ヲ受クルコト

第八 規則第八條ノ指定ハ新設、増設又ハ改設ニ因リ製粉能力ガ二百バーレル以上トナルモノヲ指定スル見込ナルコト

第九 規則第八條ノ許可ハ新設、増設及能力ヲ增加セシムル改設ニ付テハ當分ノ内之ヲ爲サザル方針トスルコト

第十 規則第三條ノ地方長官ノ指定スル小麥粉製造業者ヲシテ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出デシムルコト

- 一、前月中ニ於ケル小麥受入數量、小麥粉製造數量及小麥粉販賣數量
- 二、前月末日現在小麥及小麥粉所有數量

◎農林省告示第三百七十號

小麥粉等配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ小麥粉製造業者左ノ通指定ス

昭和十五年八月十二日

農林大臣 石 黒 忠 篤

- 東京市日本橋區小網町一丁目二番地四
同 市京橋區京橋三丁目二番地四
横濱市鶴見區大黒町二三番地四
東京市麹町區丸ノ内二丁目六番地
神戶市林田區東尻池村一八〇番屋敷
福岡市上小山町三五番地
大阪市大正區平尾町一〇〇番地
熊本市花園町五三七番地
神戶市兵庫區今出在家町三丁目四三番屋敷

- 日清製粉株式會社
日本製粉株式會社
昭和產業株式會社
日東製粉株式會社
株式會社 増田製粉所
東福製粉株式會社
大阪製粉株式會社
豐國製粉株式會社
日本製米製粉株式會社

半田市字柏江五一番地

尾張製粉株式會社

神奈川縣高座郡藤澤町藤澤五二〇番地

相模製粉株式會社

宮城縣刈田郡白石町大字白石字中町八番地ノ一

白石興產株式會社

大阪府泉南郡貝塚町字堀新三五五番地

株式會社 和泉製粉所

津市西阿漕町岩田八四番地ノ一

鈴木愛之助

同市五軒町津二一九四番地

三重製粉興業株式會社

◎農林省告示第三百七十一號

小麥粉等配給統制規則第八條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベキモノ左ノ通指定ス

昭和十五年八月十二日

農林大臣 石黒忠篤

新設、増設又ハ改設ヲ爲ス者ノ小麥粉製造設備ノ製粉能力ガ新設、増設又ハ改設ニ因リ二百バーレルヲ超ユルモノ

◎農林省告示第三百七十二號

小麥粉等配給統制規則附則第二項ノ規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

昭和十五年八月十二日

農林大臣 石黒忠篤

東京市京橋區寶町二丁目十一番地一

農林大臣 全國製粉協會

(四) 臨時米穀配給統制規則

(昭和十五年八月二十日)
(農林省令第七十四號)

第一條 米穀ノ配給ノ統制ハ差當リ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

第三條 販賣組合及農業倉庫業者以外ノ者ガ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ヲ買受ケ(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ル場合ヲ含ム)又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ斡旋ニ依ルベシ

一、特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
二、其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料

トシテ受ケタル米穀ノ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ當該米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ

第四條 米穀ノ販賣ノ委託ヲ受ケタル販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ當該道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會（聯合農業倉庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ）以外ノ者ニ其ノ米穀ヲ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ市農會又ハ町村農會（地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條ノ規定ニ依リ市農會若ハ町村農會ノ斡旋ニ依リ米穀ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者又ハ前條第一項第一號若ハ第二號ノ場合ニ於テ米穀ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ指定スル米穀取扱業者ノ團體（以下米穀商統制團體ト稱ス）以外ノ者ニ其ノ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ市農會又ハ町村農會（地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ規定スル場合及小作料トシテ米穀ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ヲ收受シタル者其ノ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦前項ニ同ジ

第五條 販賣組合聯合會ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣内ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣

ノ米穀商統制團體ニ販賣スル場合ヲ除クノ外全國米穀販賣購買組合聯合會（聯合農業倉庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ）以外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

全國米穀販賣購買組合聯合會ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ前項ノ規定ニ依リ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ

米穀商統制團體ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀取扱業者又ハ其ノ團體ニ販賣スル場合ヲ除クノ外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

限ニ在ラズ

第六條 日本米穀株式會社ハ政府又ハ米穀商統制團體以外ノ者ニ米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 農林大臣ノ指定スル地ニ於テハ米穀商統制團體ハ地方長官ノ指定スル米穀小賣業者ノ團體以外ノ者ニ當該地ニ配給スベキ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ間ハズ第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ニ對シ倉庫、期間其ノ他必要ナル事項ヲ定メ其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ヲ寄託スペキコトヲ命ズルコトヲ得

第十條 米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ニ付農林大臣ヨリ昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定ニ依リ告示スル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第十一條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ若ハ占有スル者、市農會、町村農會、販賣組合、農業倉庫業者、米穀商統制團體其ノ他米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニ對シ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 日本米穀株式會社、全國米穀販賣購買組合聯合會、道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會又ハ米穀商統制團體ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

一、買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ種類別數量、價格及買受又ハ販賣ノ委托ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ賣渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所

二、販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル年月日並ニ其ノ買受ケ人又ハ販賣受託者ノ氏名名稱及住所

第十三條 米穀小賣業者、組合員ノ爲ニ米穀ノ購入ヲ爲ス購買組合、漁業組合若ハ商業組合又ハ其ノ聯合會其ノ他組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入若ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

一、買受ケタル米穀ノ種類別數量、價格及買受ノ年月日並ニ其ノ賣渡人ノ氏名名稱及住所

二、販賣シタル米穀ノ數量、價格及賣渡ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所

三、購入ノ斡旋ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及斡旋ノ年月日並ニ其ノ賣渡人及買受人ノ氏名名稱及住所

第十四條 第三條第一項第一號ニ該當スル場合ニ於テ米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ前月中ニ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ種類別數量及價格並ニ其ノ賣渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十五條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十一條ニ掲タル者ヨリ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年九月十日ヨリ之ヲ施行ス
販賣組合、農業倉庫業者、道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會、米穀商統制團體、日本米穀株式會社並ニ米穀小賣業者、組合員ノ爲ニ米穀ノ購入ヲ爲ス購買組合、購

買組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會及組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入又ハ購入ノ幹旋ヲ爲ス團體ヲ除クノ外米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スルモノハ其ノ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀商統制團體以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ當該米穀商統制團體ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

臨時米穀配給統制ニ關スル件（昭和十五年八月二十一日十五米第二）

昭和十五年八月二十日臨時米穀配給統制規則公布相成候處同規則ハ七月九日閣議決定農林畜水產物ノ集荷並ニ配給ニ關スル件ノ趣旨ニ基キ米穀ノ集荷配給ノ系統ヲ明確ナラシタルモノニ有之其ノ運用ニ關シテハ別紙取扱要綱ニ依リ實施上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

追而刻下ノ米穀事情ニ應ジ現ニ講ジツツアル措置トノ關係上直ニ本則第三條ニ定ムル方法ニ據リ難キ場合ハ差當リ取扱要綱第六第一項第三號ニ依リ機宜ノ處置ヲ講ジ政府米ノ供出並ニ管内ノ配給ニ遺憾ナカラシムル様特ニ御留意相成度申添候

臨時米穀配給統制規則取扱要綱

第一 市町村農會ハ地區内ノ米穀生産者及地主ニ付米穀ノ販賣高ヲ調査シテ出荷計畫ヲ定ムルコト

前項ノ出荷計畫ハ市町村長、農事實行組合、販賣組合、農業倉庫業者等ト緊密ナル連絡ヲ圖リ之ヲ定ムルコト

第二 市町村農會ニ於ケル米穀ノ出荷統制ニ付テハ適當ノ方法ニ依リ道府縣農會、郡農會ヲシテ之ニ協力セシメ統制實施ノ圓滑ヲ期スルコト

第三 市町村農會米穀ノ販賣（販賣ノ委託ヲ含ム）ノ幹旋ヲ爲ストキハ左ノ手續ニ依ルヲ原則トスルコト

- (一) 賣主買主双方ニ對シ幹旋ノ通知ヲ爲ス（買主ニ對シテハ幹旋通知書ヲ交付ス）ト共ニ幹旋臺帳ニ賣主及買主ノ氏名住所及賣買ノ内容ヲ記載スルコト
- (二) 買主ハ前號ノ幹旋通知書ト引換ニ當該米穀ノ引渡ヲ受クルコトトシ賣主ハ右通知書ヲ農會ニ送付スルコト

第四 販賣組合、農業倉庫業者ハ其ノ取扱數量ヲ當該市町村農會ニ通知スルコト

第五 規則第三條第一項第二號ノ場合トシテハ左ニ掲タル場合ヲ指定スル見込ナルコト

(一) 地方長官ノ指定スル市町村内ニ於テ生産セラレタル米穀ニ付當該市町村ノ承認ヲ受ケタルト

前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ當該市町村農會ニ通知スルコト

第六 規則第三條第一項第二號ノ場合トシテハ左ニ掲タル場合ヲ指定スル見込ナルコト

(一) 地方長官ノ指定スル市町村内ニ於テ生産セラレタル米穀ニ付當該市町村ノ承認ヲ受ケタルト

(二) 地方長官ノ定ムル所ニ依リ自家用消費ニ充ツル目的ヲ以テ其ノ居住スル町村ニ於テ生産セラレタル米穀ヲ買受ケントスルトキ

(三) 地方長官ノ指定スル市町村ニ於テ地方長官ノ定ムル期間内ニ米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキ

地方長官ハ前項第一號ニ依リ左ニ掲タル市町村ヲ指定スルモノトスル方針ナルコト

(一) 市町村農會ナキ市町村

(二) 市町村農會ニ於テ米穀出荷ノ統制ヲ爲スコト困難ナル特別ノ事情アル市町村

第一項第三號ハ暫定的ノ措置ニシテ一定期間經過後之ヲ告示ヨリ削除スル見込ナルヲ以テ貴官ニ於テモ可成短期間ノ指定ヲ爲スコトトシ速ニ農會ノ出荷統制ニ依ラシムル様指導スルコト

第七 規則第四條第一項但書及第二項但書ニ依ル市町村農會ノ承認ニ付テハ左ノ取扱ヲ爲スコト

(一) 當該米穀ノ生産地ノ市町村農會ノ承認ヲ受ケシムルコト

第六第一項第一號又ハ第三號ニ依リ地方長官ノ指定シタル市町村内ニ於テ生産セラレタル米穀ニ付テハ當該市町村ノ承認ヲ受ケシムルコト

(二) 當該市町村内ニ居住スル者ニ對シ其ノ自家用消費ニ充ツル米穀ヲ販賣スル場合及當該道府縣内ニ於ケル消費米ニシテ特殊ノ事情アルモノヲ販賣スル場合ニ限り承認スルコト

(三) 前號後段ノ場合ノ承認ヲ爲スニ當リテハ市町村農會又ハ市町村ハ地方長官ノ許可ヲ受クルコト

第八 規則第九條第一項但書及第三項但書ニ依ル許可ハ當該地方ノ配給事情ニ依リ當該道府縣内ノ消費者團體、大量消費者等ニ對スル米穀ノ販賣ニ付從來ノ實績ニ應ジ之ヲ爲スコト

第九 規則第九條又ハ第十一條ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ豫メ當局ノ承認ヲ受クルコト

第十 規則第十二條乃至第十四條ニ於ケル米穀ノ種類別ハ内地米（水陸、梗糯、銘柄等級別）朝鮮米、臺灣米、外國米ノ別及粳、玄米、精米ノ別トスルコト

第十一 規則第十三條ニ依ル地方長官ノ指定ハ組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入若ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體ニシテ相當數量ヲ取扱フモノニ付之ヲ爲スコト

第十二 規則第十四條ニ依ル報告ハ原則トシテ其ノ月ノ十日迄ニ爲サシムルコト

第十三 本規則施行ト同時ニ昭和十四年農林省令第六十二號ハ廢止セラル處本規則ノ運用上帳簿其ノ他ノ検査ハ昭和十二年法律第九十二號第三條ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ之ヲ行ヒ得ルコト（昭和十四年農林省令第六十九號參照）

(五) 米穀管理規則

（昭和十五年十月二十四日
農林省令第九十七號）

第一條 市農會又ハ町村農會（地方長官町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村以下同ジ）ハ地方長官

ノ指示スル所ニ依リ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル小作料トシテ米穀ヲ受クルモノ（以下地主ト稱ス）ニ對シ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受クル米穀ニ付管理米トシテ出荷スベキ數量ヲ定ムベシ市農會又ハ町村農會前項ノ規定ニ依リ管理米トシテ出荷スベキ米穀ノ數量ヲ定メタルトキハ遲滯ナク之ヲ當該米穀生産者又ハ地主ニ通知スベシ

第二條 米穀生産者又ハ地主ハ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀中前條第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル數量ニ相當スル米穀ニ付地方長官ノ指示スル期間内ニ其ノ包裝ニ地方長官ノ定ムル證印ノ押捺ヲ受クベシ

改裝ニ因リ證印ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトナリタルトキ其ノ米穀ニ付亦前項ニ同ジ前二項ノ場合ニ於テ地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ證印ヲ押捺セシム

證印ノ押捺ヲ爲ス場合ニ於テ當該官吏又ハ吏員ハ地方長官ノ定ムル證票ヲ携帶スベシ

第三條 米穀生産者又ハ地主其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ證印ノ押捺ヲ受クベキモノ以外ノモノヲ販賣セントスルトキハ其ノ米穀ニ付其ノ包裝ニ前條第一項ノ地方長官ノ定ムル證印ノ押捺ヲ受クベシ

前條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四條 米穀生産者又ハ地主ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ前二條ノ規定ニ依リ押捺ヲ受ケタル證印ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

第五條 米穀生産者又ハ地主ハ第二條及第三條ノ規定ニ依リ證印ノ押捺ヲ受ケタル米穀（管理米）ヲ

地方長官ノ指示ニ從ヒ其ノ指定スル農業倉庫業者其ノ他ノ者ニ寄託シ又ハ自ラ之ヲ保管スベシ

第六條 米穀生産者又ハ地主ハ其ノ所有スル管理米ヲ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スノ外消費シ、質入シ、譲渡シ其ノ他處分スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 米穀生産者又ハ地主ハ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル場合又ハ前條但書ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外第五條ノ規定ニ依リ寄託シ又ハ保管スル管理米ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

米穀管理實施要綱

（昭和十五年十月二十三日）

第一 市町村農會ハ原則トシテ米穀收穫前ニ於テ地方長官ノ指定スル期日迄ニ左ノ方法ニ依リ其ノ會員タル米穀生産者及地主ニ對シ管理米トシテ出荷スベキ數量ノ割當ヲ爲シ之ヲ當該生産者及地主ニ通知スルコト尙管理米數量ノ割當ハ實收ノ結果ニ依リ之ヲ補正スルノ途ヲ講ズルコト

(二) 生産者ニ對シテハ其ノ收穫豫想高ヲ定メ之ヨリ (四) ニ依リ算定シタル自家用保有米ノ數量及小作人ニ在リテハ其ノ小作米ノ數量ヲ控除シタル殘額ヲ以テ管理米數量ト爲スコト尙右ノ計算ニハ屑米ヲ含マザルコト

二箇市町村以上ニ亘リ耕作スル生産者ニ付テハ關係農會協議ノ上適當ナル農會ニ於テ取纏メ處理スルモ差支ナキコト

(二) 地主ニ對シテハ其ノ地區内ノ土地ヨリ收受スペキ小作米ノ數量ヨリ (四) ニ依リ算定シタル自家用保有米ノ數量ヲ控除シタル殘額ヲ以テ管理米ト爲スコト

二箇市町村以上ニ亘リ小作地ヲ有スル地主ニ付テハ當該地主ヲシテ其ノ收受スペキ小作米中自家用保有米ト爲サント欲スル小作米ヲ當該市町村農會ニ届出ヲ爲サシムルコトトシ右届出ナキ市町村農會ニ於テハ自家用保有米ノ控除ハ之ヲ爲サザルコト

前項ノ届出ハ自家用保有米ノ控除ガ重複スルコトナキ様當該地主ノ居住地ノ市町村農會ヲ經由シテ之ヲ爲スコトトシ關係農會トノ連絡ヲ圖ラシムルコト

當該道府縣内ニ居住セザル地主ニ對シテハ自家用保有米ノ控除ハ之ヲ爲サザルコト

(三) 管理米數量ノ割當ヲ爲スニ當リ (一) 及 (二) ニ依リ算出スル管理米數量ヲ超ユル數量ヲ管理米トシテ出荷セントスル申出アリタル生産者又ハ地主ニ付テハ右ノ申出數量ヲ以テ當該生産者又ハ地主モ管理米數量トスルゴト

(四) 各米穀生産者及地主ノ自家用保有米ハ左ノ數量ノ合計額トスルコト

(イ) 地方長官ノ指示スル年齢別一人當消費量ヲ基礎トシ當該家族ノ構成人員ニ應ジ算出セル一ヶ年ノ數量

右ノ年齢別一人當消費量ハ地方長官ニ於テ農林大臣ノ定ムル最高標準ノ範圍内ニ於テ各地方ノ米穀消費ノ實情及食糧產物ノ生產狀況等ヲ參酌シテ之ヲ定メ市町村農會ニ指示スルコト
右ノ家族ニハ同居ノ家族ノ外農業使用人及家事使用人等家族ニ準ズル同居人ヲ含ムコト

(ロ) 右數量ノ百分ノ一二相當スル數量

(ハ) 種子用所要量

種子用所用量ハ地方長官ノ定ムル反當所要量ヲ基礎トシ米作反別ニ依リ之ヲ算定スルコト
市町村農會ナキ市町村又ハ市町村農會ニ於テ出荷ノ統制ヲ爲スコト困難ナル特別ノ事情アル
市町村ニ付地方長官市町村ヲ指定シタルトキハ管理米割當ノ事務ハ市町村ニ於テ之ヲ行フモノトスルコト

第二 市町村農會管理米トシテ出荷スペキ數量ノ割當ヲ了シタルトキハ遲滯ナク割當總數量ヲ地方長官ニ届出ヅルコト

管理米數量ノ割當決定後ニ於テ生産者地主ノ事情ニ依リ右ノ割當ヲ受ケタル數量ヲ超エ米穀ヲ出荷スルハ固ヨリ差支ナク此ノ場合ニ於テハ之ヲ管理米トシテ取扱フコト

第三 收穫豫想高ノ決定及管理米數量ノ割當等ハ市町村農會ニ於テ生産者ノ統制権關トシテ之ヲ擔當スルモノナルガ其ノ實行ニ當リテハ市町村長、產業組合長、部落組合長、穀物検査員其ノ他米穀關係職員等ヲ以テ組織スル委員會ヲ設ケ其ノ意見ヲ聽キ且協力ヲ求メテ實施ノ圓滑適正ヲ期スルコト尙道府縣農會及郡農會ハ適當ナル方法ニ依リ市町村農會ノ行フ出荷統制ニ關シ指導督勵ヲ爲スコト。

第四 市町村農會ハ管理米ノ集荷ヲ敏速ニ進捗セシムル爲適當ナル區域（原則トシテ部落）別ニ共同作業班ヲ結成セシメ同班ヲシテ收穫、脱穀調製、集荷等ノ作業ヲ共同的ニ實施セシムルコト（共同作業ニ對スル助成ニ付テハ十月十四日附通牒、臨時米穀管理施設助成ニ關スル件參照）

第五 管理米ト爲スベキ米穀ノ俵裝ヲ了シタルトキハ穀物検査及管理米證印押捺ヲ受ケタル上之ヲ地方長官ノ指示ニ依リ指定スル倉庫ニ寄託シ又ハ所有者ニ於テ保管スルコト（管理米ニ對スル金利保管料ノ補助及集荷委託ニ付テハ十月十四日附通牒臨時米穀管理施設助成ニ關スル件及十月十五日附通牒米穀集荷委託ニ關スル件參照）地主ノ管理米ニ付テハ集荷ノ敏速ヲ圖ル爲成ル可ク小作人ノ手許ヨリ直接之ヲ出荷セシムル様指導スルコト

第六 市町村農會ハ第五ノ地方長官ノ指示ニ依リ寄託シ又ハ保管セラルル管理米ニ付其所有者ノ住所氏名、數量、集荷ノ場所及期日ヲ臺帳ニ記載シ生産者地主ノ管理米出荷實績ヲ明確ナラシムルコト

第七 管理米證印ヲ押捺セラレタル管理米ハ左ノ制限ヲ受クルコト

（一）管理米ハ臨時米穀配給統制規則第三條ニ依リ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合ヲ除ク外之ヲ消費シ、質入シ又ハ譲渡シ其ノ他處分スルヲ得ザルコト但シ自家用保有米ノ減失毀損、家族構成人員ノ異動其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ之ヲ消費シ其ノ他處分ヲ爲シ得ルコト

（二）第五ノ地方長官ノ指示ニ依リ寄託シ又ハ保管セラルル管理米ハ臨時米穀配給統制規則第三條ニ依リ生産者又ハ地主ガ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル場合又ハ（一）但書ノ許可ヲ受ケタル場合ニ非ザレバ之ヲ移動スルヲ得ザルコト但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ之ヲ移動シ得ルコト

米穀生産者若ハ地主ガ管理米ヲ販賣組合若ハ農業倉庫業者以外ノ者ニ販賣シタル場合又ハ生産者若ハ地主ヨリ販賣ノ委託ヲ受ケタル販賣組合若クハ農業倉庫業者（販賣組合聯合會、聯合農業倉庫業者ヲ含ム）ガ管理米ヲ販賣シタル場合ハ當該米穀ハ爾後管理米トシテノ特別ノ制限ヲ受ケザルコト尤モ臨時米穀配給統制規則ノ適用ヲ受クルハ勿論ナルコト

第八 管理米ノ集荷配給ニ關シテハ之ヲ鄉倉米ニ充當スルコトヲ認ムル等配給上支障ナキ限り地元ノ事情ニ即シタル措置ヲ講ズルコト

第九 市町村ニ設置スル米穀管理事務取扱員ハ穀物検査員ヲ之ニ充ツルノ外適當ナル者ヲ道府縣ニ

於テ囑託スルコト

米穀管理事務取扱員ハ地方長官ノ指揮ニ從ヒ、農會ノ行フ管理米割當ニ關スル指導、管理米證印ノ押捺、管理米ノ集荷並ニ保管ニ關スル指示、保管狀況ノ調査等管理ニ必要ナル事務ニ從事スルモノトスルコト

米穀管理事務取扱員ハ擔當市町村ニ於テ集荷セラレタル管理米ノ保管場所別數量及其ノ異動ヲ隨時地方長官ニ報告スルコト

第十 管理米數量ノ割當ヲ爲ス際既ニ昭和十五年產米ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル生産者又ハ地主ニ對シテ第一ニ依リ算定セラルル管理米數量ヨリ右ノ既ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル數量ヲ控除シタル殘額ヲ以テ管理米數量トシテ割當ヲ爲スコト

米穀管理事務實施ニ關スル件

今般農林省令ヲ以テ米穀管理規則ヲ公布セラレ米穀ニ對シ強度ノ國家管理ヲ實施セラルルコトト相成候處右規則ノ施行ニ付テハ管理米ノ割當其ノ他準備ヲ必要トシ之ガ完了迄ニハ猶日時ヲ要スル次第ニ有之候モ刻下ノ米穀事情ハ遷延ヲ許サザルモノ有之候ニ付暫定措置トシテ米穀管理規則ニ基キ左記要項ニ依リ標記管理事務ヲ實施シ米穀出荷ノ促進ヲ期シ度候條右御了知ノ上部内關係者ニ周知相成之ガ運用ニ遺憾無キヲ期セラレ度此段及通牒候也

米穀管理實施要項

記

- 一 昭和十五年度米ニシテ生産検査ヲ受クルモノ（地主ノ飯米ト爲ス米穀ヲ除ク）ハ爾今管理米トシテ出荷スルモノトシテ取扱ヒ管理米證印ヲ押捺スルモノトス
 - 二 管理米證印ハ左記様式ノモノトシ儀裝面ノ一端（等級封紙ヲ施シタル方）ニ之ヲ押捺スルコト
- 公
縦
一〇種
横
六種
肉色黒
- 内幅
○・六種
- 三 管理米證印ハ検査ノ際農產物検査員（米穀管理事務取扱員）之ヲ押捺ス
 - 四 管理米證印ノ押捺ニ付テハ當該市町村農會ハ農產物検査員ト緊密ナル連絡ヲ圖リ管理米割當竝之ガ整理ニ過誤ナキヲ期スルコト
 - 五 管理米ハ其ノ町村產業組合農業倉庫ニ寄託セシムルコト
 - 農業倉庫ノ設置ナキ市町村ニ在リテハ市町村農會ニ於テ市町村長、產業組合長及農產物検査吏員ト協議ノ上保管すべき倉庫ヲ選定シテ保管セシメ又ハ生産者若ハ地主ニ於テ自ラ保管セシムルコト
 - ト
特別ノ事情ニ依リ他町村ニ在ル倉庫ニ集積保管セシメントスル場合豫メ縣ト打合セルコト
 - 農業倉庫以外ノ場所ニ保管シタルモノハ後日保管場所ノ變更ヲ命ズルコトアルベキコト

- 六、市町村農會ハ管理米ノ集荷場所別ニ所有者ノ氏名、數量及寄荷日等ヲ明確ナラシムル様措置ヲ講ズルコト
- 七、本要項ニ依リ管理米ト爲シタル數量ハ市町村農會ニテ行フベキ管理米割當數量中ヨリ控除シテ割當ヲ爲スコト
- 八、差當リ既ニ昭和十五年產米ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル數量ヲ控除シタル殘額ヲ以テ管理米數量トシテ割當ヲ爲スコト

米穀管理及配給統制ニ關スル農會指導要項

第一 管理米割當ニ關スル事項

- 一、市町村農會ハ縣農會又ハ島郡農會ノ指導スル所ニヨリ米穀生産者又ハ地主ノ各個ニ付キ販賣可能數量ヲ調査シ各人別時期別出荷數量ノ割當ヲ行ヒ之ヲ管理米トシテ出荷又ハ保管スベキコトヲ當該生産者又ハ地主ニ通知スルコト
- 二、右管理米數量ハ本年度ノ收穫豫想ニ基キ之ヲ定メ實收ノ結果ニ基キ補正スル道ヲ講ズルコト
- 三、生産者又ハ地主ニ付テノ販賣可能數量ノ調査及管理米數量ノ割當ハ部落農業團體ヲ通ジテ之ヲ行ヒ不在地主ニ關シテハ其ノ代理人ノ屬スル部落農業團體ニ含マシムルコト

- 四、市町村農會ハ本年度管理米トナスベキ米穀ニツキ時期別出荷計劃ヲ樹立シ知事ノ承認ヲ受クルコト
出荷計劃承認申請書ノ提出期日ハ十一月末日迄トシ様式ハ別様式ニヨルコト
- 五、市町村農會ハ部落農業團體ヲ通ジ生産者又ハ地主ニ付キ各個別ニ米穀收得量ヲ調査シ別ニ定ムル算定方式ニヨル自家保有量ヲ控除シタル殘額ヲ算出シ之ヲ管理米數量トシ更ニ管理ニ移スベキ時期ヲ定メ部落農業團體ヲ通ジテ各個人ニ通知スルコト
生産者又ハ地主ノ各個ノ米穀收得量ハ左記ニヨリ調査スルコト
- (1) 自作農家ニ在リテハ生産米穀ノ總量（屑米ヲ除ク以下同ジ）
 (2) 小作農家ニ在リテハ生産總量ヨリ小作料（補償米關係ヲ含ム）トシテ納入スベキモノヲ差引キタル數量
 (3) 地主ニ在リテハ小作者ヨリ收受スベキ小作米量（補償米關係ヲ含ム）
 (4) 自作兼小作農家又ハ地主兼自作タル農家ニ在リテハ右ノ趣旨ニヨリ收得セラルベキ數量
 (5) 市町村外ニ於テ自作又ハ小作スルモノ、收得米ハ特別ナル事情ナキ限り居住市町村ニ含マシムルコト
生産者又ハ地主ノ收得米ヨリ控除スベキ自家保有米ハ左記ニヨルコト
 (1) 種糲ハ縣ノ定ムル範圍内ニ於テ耕作反別ニヨリ算出スルコト
 (2) 自家食糧保有米ハ縣ノ定ムル範圍内ニ於テ年齡別家族人員ニヨリ算出スルコト
 (3) 不在地主ノ自家食糧保有米ハ不在地主居住ノ市町村農會ヲ經由シテ申出デタル年齡別家族人

員ニヨリ算出スルコト

右届出ナキ不在地主ニ對シテハ自家食糧保有米ヲ控除セザルコト

六、割當管理米ノ數量以上ニ管理米トシテ出荷セントスル生産者又ハ地主ニ對シテハソノ申出數量
ヲ管理米數量トスルコト

七、市町村農會ハ管理米トシテ出荷スペキ數量ニ變更ヲ加ヘントスルトキハ出荷計劃變更承認申請
ヲ行ヒ知事ノ承認ヲ受クルコト

第二 管理米ノ保管ニ關スル事項

一、市町村農會ハ管理米證印ヲ押捺シタル米穀ヲ原則トシテ町村產業組合農業倉庫ニ寄託セシムル
コト

二、俵未滿ノ管理米ニ就テハ部落農業團體等ニ於テ依合セラナシ出荷セシムルコト

三、農業倉庫ノ設置ナキ市町村ニアリテハ市町村農會ニ於テ市町村長、產業組合長及農產物検査吏
員ト協議ノ上保管スペキ倉庫ヲ選定シテ保管セシメ又ハ生産者若シクハ地主ヲシテ自ラ保管セシ
ムルコト

四、特別ノ事情ニヨリ他市町村ニアル倉庫ニ集積保管セシメントスル場合ハ豫メ縣ト打合スルコト

五、市町村農會ハ管理臺帳ヲ作製シ集荷場所別ニ所有者ノ氏名、數量及寄託日等ヲ明確ナラシムル
コト

六、管理米ノ金融ニ就テハ町村產業組合ト協議決定スルコト

第三 米穀ノ出荷配給ニ關スル事項

一、市町村農會ハ管理米トナリタル米穀ヲ原則トシテ產業組合又ハ農業倉庫ニ販賣ヲ委託セシムル

コト

販賣代金ノ精算方法ニ就テハ豫メ產業組合ト打合スルコト

二、產業組合員ニ非ザルモノ、販賣米及市町村ニ農業倉庫ナキ場合ニ於ケル不在地主ノ販賣米ノ販
賣ハ農會ノ斡旋ニヨリ米穀商又ハ米穀商統制團體ニ販賣セシムルコト

コノ場合ニ於テハ市町村農會ハ知事ノ承認手續ヲトルコト

第四 管理米ノ出荷促進ニ關スル事項

一、市町村農會ハ部落農業團體ヲシテ適當ナル區域ニ共同作業班ヲ編成セシメ收穫、調製、集荷等
ノ共同作業ヲ實施セシメ管理米出荷ノ促進ヲ圖ルコト

第五 當面ノ管理米處理ニ關スル件

一、差當リ市町村農會ハ農產物検査員ト協力シ農家ノ販賣セントスル米穀ハ總ベテ管理米證印ヲ押
捺シ產業組合ニ販賣ノ委託ヲナサシムルコト

二、右ニヨリ處理モル米穀ハ管理米出荷割當ニ含マシムルコト

三、市町村農會ハ管理米トシテ處置セル米穀ヲ假管理臺帳ヲ作製記入スルコト

昭和十五年十一月

(六) 臨時米穀配給統制規則施行細則

(昭和十五年十月二十八日島根縣令第六十一號)

第一條 本縣内ニ於テ生産セラレタル米穀ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ本縣外ニ移出スル

コトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一二該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 軍需ニ係ル米穀ヲ移出スルトキ

二 政府ノ指示ニ依リ米穀ヲ移出スルトキ

三 其ノ他知事ノ指示シタル場合

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

**第二條 市町村農會（知事市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村以下同ジ）ハ地區内ニ於ケル米穀ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ニ付其ノ種類別販賣可能數量ヲ調査シ出荷計畫ヲ定メ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
知事米穀ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ前項ノ出荷計畫ノ變更ヲ命ジ其ノ他出荷ニ付必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得**

第三條 市町村農會ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ販賣組合又ハ農業倉庫業者以外ノ者ニ臨時米穀配給統制規則（以下規則ト稱ス）第三條第一項ノ規定ニ依ル米穀ノ販賣又ハ販賣ノ委託ノ斡旋ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一二該當スル米穀ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 種子用ニ供スルモノ

二 試驗研究用ニ供スルモノ

三 其ノ他知事ノ指定シタルモノ

市町村農會前項ノ許可ヲ受ケントスルトキハ別記第二號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第四條 市町村農會米穀ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ斡旋スルトキハ賣主ニ斡旋ノ通知ヲ爲シ買主ニ對シ斡旋通知書ヲ交付シ斡旋臺帳ニ賣主及買主ノ住所氏名及賣買ノ內容ヲ記載スベシ

買主ハ前項ノ斡旋通知書ト引換フルニ非ザレバ米穀ノ引渡ヲ受クルコトヲ得ズ

賣主斡旋通知書ヲ受取りタルトキハ遲滯無ク之ヲ所屬市町村農會ニ送付スベシ

第六條 市町村農會規則第四條第一項但書若ハ第二項但書ノ承認又ハ第三項ノ規定ニ依ル承認ヲ爲サントスルトキハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ヲ除クノ外知事ノ許可ヲ受クベシ

一 當該市町村内ニ居住スル者ノ自家用消費ニ充ツル爲販賣スル場合

二 其ノ他知事ノ指定シタル場合

前項ノ市町村農會ハ當該米穀ノ生産地ノ農會トス

市町村農會第一項ノ許可ヲ受ケントスルトキハ別記第三號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第七條 販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ取扱數量ヲ別記第四號様式ニ依リ毎月十五日及末日ニ於テ取經メ毎期日後三日以内ニ當該市町村農會ニ通知スベシ

第八條 販賣組合聯合會（聯合農業倉庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ知事ノ指定スル米穀取扱業者ノ團體（以下米穀商統制團體ト稱ス）ハ規則第五條第一項但書又ハ第三項但書ノ許可ヲ受ケントスルトキハ別記第五號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第九條 米穀商統制團體本縣内ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ販賣セントスルトキハ其ノ都度配給計畫ヲ定メ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

ナル指示ヲ爲スコトヲ得

及現在高ヲ別記第六號様式ニ依リ毎月十日・二十日及末日ニ於テ取經メ毎期日後三日以内ニ之ヲ知事ニ報告スベシ

第十一條 市町村農

第十一條 市町村農會米穀ノ販賣若ハ販賣ノ委託ヲ斡旋シ又ハ承認ヲ爲シタルトキ及販賣組合又ハ農業倉庫業者ヨリ第七條ノ規定ニ依ル取扱數量ノ通知ヲ受ケタルトキハ毎月十五日及末日ニ於テ之ヲ取經メ別記第七號様式ニ依リ毎期日後七日以内ニ知事ニ報告スペシ

第十二條 本令ノ規定ニ依リ知事ノ許可又ハ承認ヲ受ケル爲知事ニ提出ス

査所出張所長ヲ經由スベシ但シ第八條及第九條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

本令ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和式年月日

卷之三

住所

職業 氏名
又八團體名 代表者 氏名
(印)

島根縣知事 氏
名殿

米穀縣外移出許可申請書

記

今般左記ノ通米穀移出致度候條御許可相成度此段及申請候也

注意。種別欄ニハ穀、穀ノ別、玄米、精米、粗ノ別ニ付記入ノコト。

昭和
年
月

某
何
農會長
村町
都市

第二號樣式

島根縣知事 氏
名殿

米穀販賣委託賣幹旋許可申請書

米穀販賣委託申請書

臨時米穀配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通斡旋致度候條御許可相成庚此段及申請候也

警

注
意

- 一 種別欄ニハ穀、糧ノ別、玄米、精米、粉ノ別ニ付記入スルコト
二 用途欄ニハ飯用、酒造用、製粉用、其他用途ノ概要ヲ記入スルコト

第三章

昭和年月

田
市
郡
町
村
長
會
農

三
某

島根縣知事 氏
名殿

米穀販賣委託賣ノ承認ニ關スル許可申請書

左記米穀入貯費。又八貯費委託。二付承認致度候條御許可相成度此段及申請候也。

註意

- 一 種別欄ニハ穀、穀ノ別、玄米、精米、穀ノ別ニ付記入スルコト
二 賣主住所氏名欄ハ販賣組合ニ在リテハ其ノ組合名、個人ニ在リテハ其ノ職氏名ヲ記入スルコト

第四號樣式

昭和年月日

郡市
村町
農業販賣組合長

三

町市
村郡
農會長
氏
名殿

米穀取扱數量通知

臨時米穀配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ自

月日至

日ニ於テ

當組合（又ハ當倉庫）ニテ取扱ヒタル米穀ノ數量左記ノ通ニ有之此段及通知候也
記

注
意

一 取扱ヒタル米穀ノ數量トハ販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ受入レタル販賣委託數量トス
二 販賣組合ガ農業倉庫業ヲ營ムモノニ在リテハ農業倉庫業ニ依リ取扱ヒタル數量ハ之ヲ

ルコト聯合農業倉庫ニ付テモ亦同ジ

和年月日

島根縣知事 氏
名殿

米穀販賣委託賣許可申請書

販賣組合聯合會長
(又八米穀商統制團體長)

某
印

今般左記ノ通米穀ヲ販賣（又ハ販賣委託）致度候條御許可相成度此段申請候也
記

注意 種別欄ニハ穀糯ノ別、玄米、精米、穀ノ別ニ付記入スルコト

第六號樣式

昭和年月日

販賣組合聯合會長

何

某
印

第六號樣式

一 販賣組合聯合會ノ報告スベキモノ

販賣組合聯合會長

何

某
印

島根縣知事 氏
名殿

三

米穀販賣高及現在高報告

自月日至月日於分米經販賣高及現在高左記ノ通ニ有之此段及報告候也

備考 現在高ニ八種類別（内地米、朝鮮米、臺灣米及外國米ノ別）ニ玄米、精米及粗チ區別シ其ノ數量ヲ

記載シタル内訳チ附スルコト

二
一
米穀商統制團體ノ報告スペキモノ
昭和
年
月
日

島根縣知事 氏
名殿

自一月一日至一月二日於ケ

記

自月日至月日ニ於ケル米穀配給高及現在高左記ノ通ニ有之此段及報告候也

米穀商統制團體長
何

某
甲

日本米穀株式會社	
日	日
差	配
引	給
現	計
在	
高	

備考 現在高ニハ種類別（内地米、朝鮮米、臺灣米及外國米ノ別）ニ玄米、精米及穀ヲ區別シ其ノ數量ヲ記載シタル内譯ヲ附スルコト

第七號様式

昭和 年 月 日

島根縣知事 氏

名殿

都市

村農會長 何 某 ㊞

自 月 日至 月 日ニ於ケル本

市ノ米穀出荷取扱數量左記ノ通ニ有之此段及報
村町ノ米穀出荷取扱數量左記ノ通ニ有之此段及報

告候也

記

一 販賣又ハ販賣委託取扱數量

取扱者別		生産年		稻水稲、別陸		總俵數		稭	
		生	產	稻	水	陸		稭	稭
取扱者別	生産年	數量	立	精	粗	立	精	粗	稭
販賣組合			立	精	粗	立	精	粗	稭
農業倉庫業者			立	精	粗	立	精	粗	稭
米穀取扱業者			立	精	粗	立	精	粗	稭
其他			立	精	粗	立	精	粗	稭
計									

二 販賣又ハ販賣ノ委託ヲ承認シタル米穀數量

取扱者別		生産年		立		精		粗		稭	
		生	產	立	精	立	精	立	精	粗	稭
取扱者別	生産年	數量	立	精	粗	立	精	粗	立	精	粗
販賣組合			立	精	粗	立	精	粗	立	精	粗
農業倉庫業者			立	精	粗	立	精	粗	立	精	粗
米穀取扱業者			立	精	粗	立	精	粗	立	精	粗
其他			立	精	粗	立	精	粗	立	精	粗
計											

●島根縣告示第八百三十一號

昭和十五年八月農林省令第七十四號臨時米穀配給統制規則第三條第一項第二號ノ規定ニ依ル昭和十五年九月農林省告示第四百二十五號第一項ノ市町村左ノ通指定ス

昭和十五年十月二十八日

島根縣知事 江邊清夫

●島根縣周吉郡布施村

●島根縣告示第八百三十二號

昭和十五年八月農林省令第七十四號臨時米穀配給統制規則第四條第二項及昭和十五年十月島根縣令第六十一號臨時米穀配給統制規則施行細則第八條ノ米穀取扱業者ノ團體左ノ通指定ス

昭和十五年十月二十八日

島根縣知事 江邊清夫

島根縣米穀商業組合聯合會

●島根縣告示第八百三十三號

昭和十五年十月島根縣令第六十一號臨時米穀配給統制規則施行細則第一條第一項第三號ノ場合左ノ通指定ス

昭和十五年十月二十八日

島根縣知事 江邊清夫

●島根縣告示第九三四號

昭和十五年十月島根縣令第六十一號臨時米穀配給統制規則施行細則第三條第一項第三號ノ場合左ノ通指定ス

昭和十五年十一月二十二日

島根縣知事 江邊清夫

販賣ヲ目的トセザル米穀ニシテ一回ノ移出數量一斗ヲ超エザルモノ

當該市町村間ニ居住スル者ノ自家用消費ニ充ツルモノニシテ一回ノ斡旋數量四斗ヲ超エザルモノ

附 錄

(I) 米 穀 統 制 法

昭和八年三月二十九日法律第二十四號（總、大、農、拓、大臣副署）

沿革 昭和一年五月法律第二三號改正

第一條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節シ米穀ノ統制ヲ圖ル爲本法ニ依リ米穀ノ買入及賣渡ヲ行

フ

第二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年米穀ノ最低價格及最高價格ヲ公定シ之ヲ告示ス
前項ノ最低價格及最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀生産費、家計費及物價其ノ他ノ經濟事情
ヲ參酌シテ之ヲ定ム

政府ハ第一項ノ最低價格ノ決定ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ金利及保管料ヲ加算スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ定メタル最低價格又ハ最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物價ノ變動著シキ場
合又ハ米穀ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生ジ若ハ生ズルノ虞アル場合ニ於テハ之ヲ改定スルコトヲ
得

第三條 政府ハ前條ノ最低價格又ハ最高價格ヲ維持スル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ最低價格ニ依ル賣

渡ノ申込又ハ最高價格ニ依ル買入ノ申込ニ應ジテ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス

第四條 政府ハ道府縣ヨリ該地域外ニ又ハ朝鮮若ハ臺灣ヨリ内地ニ移出スル米穀ノ數量ヲ月別平均的ナラシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ出廻期ニ於テ米穀ノ買入ヲ爲シ出廻期後ニ於テ米穀ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第四條ノ二 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ災害、事變其ノ他避クベカラザル事由アル場合ニ於テ米穀ノ配給上特ニ必要アリト認メルトキハ米穀ノ市價ニ惡影響ヲ及ボザル場合ニ限り所有米穀ノ總數量ヨリ最高價格ヲ維持スル爲必要ナル數量ヲ控除シタル數量ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ對シ米穀ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第五條 政府ハ必要ニ應ジ所有米穀ノ貯藏、買換、交換、加工及整理ノ爲ニスル賣渡並ニ輸入ヲ目的トル米穀ノ買入及輸出ヲ目的トル米穀ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第六條 政府ハ米穀ノ買換ヲ爲サントル場合ニ於テ必要アリト認ムル時ハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得

第七條 米穀ノ輸入又ハ輸出ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ

之ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ米穀ノ統制ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ粟、高粱、黍、小麥又ハ小麥粉ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第九條 政府ハ米穀ノ統制ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀、粟、高粱、黍、小麥又ハ小麥粉ノ輸入稅ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

第十條 米穀生産費、家計費並ニ米穀其ノ他ノ穀物ノ生産高、現在高、移動及價格ノ調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 政府ハ前條ニ規定スル事項其ノ他米穀ノ統制ニ關シ必要ナル事項ヲ調査スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀其ノ他ノ穀物ノ生産者、取引業者、倉庫業者其ノ他占有者ニ對シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ其ノ營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スル證票ヲ携帶スベシ

第十二條 第七條ノ規定ニ違反シテ米穀ヲ輸入若ハ輸出シ又ハ第八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ粟、高粱、黍、小麥又ハ小麥粉ヲ輸入シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ米穀、粟、高粱、黍、小麥、又ハ小麥粉ヲ沒收ス、若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ前項ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス、但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第七條ノ規定又ハ第八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ第七條ノ規定又ハ第八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

第十三條 第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ妨ゲタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和八年勅令第二百七十八號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行）米穀法ハ之ヲ廢止ス

本法施行前米穀法第三條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ本法第七條ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本法施行前ニ米穀法ノ罰則ヲ適用スベキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

附 則（昭和十一年法律第二十三號）改（月報三〇六號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十一年九月勅令第三百二十六號ヲ以テ同年九月二十日ヨリ施行）

第四條ノ二ノ規定ニ依ル米穀ノ賣渡ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

（2）輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件

（昭和十二年九月十日法律第九十二號）

第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一、命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト

二、當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、讓渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト

第二條ノ二 前條ノ物品ノ需給ニ關係アル産業ヲ營ム者又ハ其ノ組織スル團體ハ當該物品ノ需給關係ヲ調整スル爲政府ノ認可ヲ受ケ需給調整協議會ヲ組織スルコトヲ得

前項ノ者需給調整協議會ヲ組織セザル場合ニ於テ政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組織ヲ命ゼラレタル者、其ノ認可ヲ申請セザルトキハ政府ハ規約ノ作製其ノ他組織ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

需給調整協議會ノ成立アリタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ會員トス

第二條ノ三 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ需給調整協議會ニ對シ當該物品ノ需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ需給調整協議會ノ會員ニ對シ需給調整協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二條ノ四 本法ニ定ムルモノノ外需給調整協議會及需給調整協議會ニ依ル需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 政府ハ第一條ノ制限若ハ禁止又ハ第三條ノ命令若ハ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタスルコトヲ得

ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第五條 第二條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分又ハ其ノ命令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス、本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前三條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前三條ノ罰金刑ヲ科ス

第八條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人、其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

(3) 米穀ノ應急措置ニ關スル法律 (昭和十二年九月三日改正)

第一條 政府ハ軍用ニ供スル爲必要アリト認ムルトキハ米穀統制委員會ニ諮問シテ米穀竝ニ米穀以外ノ穀物及穀粉ノ買入及賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第二條 政府ハ米穀ノ配給上特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀統制委員會ニ諮問シテ米穀竝ニ米穀以外ノ穀物及穀粉ノ買入及賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第三條 前二條ノ規定ニ依ル米穀竝ニ米穀以外ノ穀物及穀粉ノ買入及賣渡ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

米穀需給調節特別會計第三條及第六條中米穀トアルハ米穀以外ノ穀物及穀粉トス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

(4) 米穀配給統制法 (昭和十四年四月十一日法律第八十一號)

第一條 米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行ハントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ勅令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケタル者命令ノ定ムル所ニ依リ正當ノ事由ナクシテ業務ヲ開始セザルトキ又ハ其ノ業務ヲ休止シタルトキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三條 政府第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得

第四條 政府ハ特ニ必要アル場合米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀ノ配給統制ニ關スル命令ヲ爲スコトヲ得

政府必要ト認ムルトキハ、何時ニテモ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ命ジ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第五條 米穀市場ハ日本米穀株式會社ニ限リ之ヲ開設スルコトヲ得

日本米穀株式會社米穀市場ヲ開設セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市場毎ニ政府ノ認可ヲ受クベシ

何人ト雖モ米穀市場ニ類似ノ施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リ取引ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 米穀市場ノ賣買取引ハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ズ但シ履行期ニ於ケル決済ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

日本米穀株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀市場ノ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシメ又ハ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

米穀市場ノ賣買取引ノ方法其ノ他賣買取引ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 米穀市場ノ賣買取引ノ價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制法第一條ノ最低價格及最高價格ニ準據シテ定ムル價格ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第八條 米穀市場ノ賣買取引ハ其ノ市場員ニ限り之ヲ爲スコトヲ得但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

市場員タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ免許ヲ受クベシ

第九條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ前條第二項ノ免許ヲ受クルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ非ザル者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三年ヲ經過スルニ至ル迄ノ者

四 米穀市場ノ市場員ニシテ除名セラレ除名ノ日ヨリ三年ヲ經過セザルモノ

五 第二十條ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレ取消ノ日ヨリ三年ヲ經過セザル者

六 営業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者又ハ禁治產者ニシテ其ノ法定代理人ガ前各號ノ一二該當スルモノ

七 法人ニシテ其ノ業務ヲ執行スル役員中第一號乃至第五號ノ一二該當スル者アルモノ

第十條 米穀市場ノ市場員前條第一號乃至第四號、第六號若ハ第七號ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ日本米穀株式會社ノ役員ト爲リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

政府ハ不正ノ手段ニ依リ第八條第二項ノ免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十一條 本法ニ規定スルモノノ外市場員ノ資格其ノ他市場員ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 市場員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本米穀株式會社ニ身元保證金ヲ納付スベシ

第十三條 日本米穀株式會社ハ米穀市場ノ秩序ヲ保持スル爲定款ノ定ムル所ニ依リ市場員ノ業務ヲ

停止シ、千圓以内ノ過怠金ヲ課シ又ハ政府ノ許可ヲ受ケ市場員ヲ除名スルコトヲ得

第十四條 市場員ハ業務ヲ廢止シタル後ト雖モ米穀市場ノ賣買取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ
於テハ取引結了後一週間ヲ經過スル迄仍業務ヲ廢止セザルモノト看做ス

市場員死亡シ若ハ解散シ又ハ其ノ免許ガ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ米穀市場ノ賣
買取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テ市場員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ日本米穀株式會社ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條 市場員ハ其ノ米穀市場ニ依ラズシテ米穀ノ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ム
ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於ケル米穀ノ賣買取引ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 市場員ハ委託ヲ受ケタル米穀市場ノ賣買取引ニ付米穀市場ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受
渡ヲ爲サズシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得
ズ

前項ノ規定ニ違反シタル市場員ハ日本米穀株式會社定款ノ定ムル所ニ依リ之ニ一週間以上業務停
止ヲ命ジ又ハ之ヲ除名スベシ

第十七條 日本米穀株式會社ハ政府ノ許可ヲ受ケ米穀市場ノ賣買取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付賠

償ノ責ニ任ズルコトヲ得

日本米穀株式會社前項ノ規定ニ依リ損害ヲ賠償シタルトキハ違約者ニ對シ其ノ賠償シタル金額及
之ニ要シタル費用ニ付求償權ヲ有ス

第十八條 日本米穀株式會社ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス市場員ニ對
シ米穀市場ノ賣買取引ノ委託ヲ爲シタル者ハ委託契約ニ基キテ生ズル債權ニ關シ其ノ市場員ノ身
元保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第一項ノ優先權ハ前項ノ優先權ニ對シ優先ノ効力ヲ有ス

第十九條 政府ハ市場員ニ對シ米穀市場ノ賣買取引ニ關シ米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコ
トヲ得

政府必要ト認ムルトキハ何時ニテモ市場員ニ對シ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ命ジ又ハ市場員ノ帳
簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第二十條 政府市場員ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ
又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ
停止スルコトヲ得

第二十一條 日本米穀株式會社ハ米穀ノ配給ノ統制ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル
株式會社トス

第二十二條 日本米穀株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
第二十三條 日本米穀株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ
社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人
又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第二十四條 政府ハ千五百萬圓ニ限リ日本米穀株式會社ニ出資スベシ

前項ノ規定ニ依ル出資拂込金ハ米穀需給調節特別會計ノ歳出トシ該出資ニ因リ政府ノ取得シタル
株式ハ同特別會計ノ所屬物件トス
政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得
第二十五條 日本米穀株式會社ニ非ザルモノハ日本米穀株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商
號ト爲スコトヲ得

第二十六條 日本米穀株式會社ニ役員トシテ理事長副理事長各一人、理事五人以上及監事三人以上
ヲ置ク

理事長ハ日本米穀株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本米穀株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之
ニ參與ス

監事ハ日本米穀株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十七條 理事長及副理事長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

日本米穀株式會社ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五ヶ年間日本米穀株式會
社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第二十八條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但
シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 日本米穀株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 米穀市場ノ開設

二 政府ノ委託ニ依ル米穀ノ買入又ハ賣渡

三 前二號ノ事業ニ附帶スル事業

四 其ノ他本會社ノ目的達成上必要ナル事業

日本米穀株式會社前項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ營マントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

日本米穀株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シ又ハ休止スルコトヲ得ズ

第三十條 日本米穀株式會社ノ役員又ハ使用人ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ米穀市場ノ賣買取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

日本米穀株式會社ノ役員又ハ使用人ハ市場員トノ間ニ資金ノ供與、損害ノ分配其ノ他市場員ノ業務ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ズ

第三十一條 政府ハ日本米穀株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十三條 政府ハ日本米穀株式會社監理官ヲ置キ日本米穀株式會社ノ業務ヲ監視セシム
日本米穀株式會社監理官ハ何時ニテモ日本米穀株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本米穀株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本米穀株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本米穀株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十四條 日本米穀株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

日本米穀株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト四トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第三十五條 政府ハ日本米穀株式會社ニ對シ米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

政府ハ日本米穀株式會社ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 政府ハ日本米穀株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定期ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議ノ取消、役員ノ解任又ハ事業ノ停止若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 米穀市場ニ類似ノ施設ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 米穀市場ニ類似ノ施設ニ依リ取引ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第三十條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條第二項ノ規定ニ違反シ市場員トノ間ニ

特別ノ利害關係ヲ生ズルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第一條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行ヒタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ依ル制限又ハ停止ノ處分ニ違反シタル者

二 第四條第一項又ハ第十九條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第四十二條 第四條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ

五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 日本米穀株式會社ノ役員又ハ使用人米穀市場ノ賣買取引又ハ政府ノ委託ニ依ル米穀ノ買入若ハ賣渡ニ關スル職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十四條 前條第一項ニ掲タル者ニ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第四十五條 米穀市場ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虛偽ノ風説ヲ流布シ、僞計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 米穀市場ニ於ケル相場ヲ僞リテ公示シタル者

二 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛偽ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作成シ又ハ之ヲ頒布シタル者

第四十七條 米穀市場ニ依ラズシテ米穀市場ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ規定ノ適用ヲ妨げズ

第四十八條 米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行フ者ハ其ノ代理人、戸主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第四十條又ハ第四十一條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ

第四十九條 第四十條及第四十一條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條 日本米穀株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ科料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副理事長又

ハ理事ヲ科料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第二十九條第一項ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第三十五條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ

日本米穀株式會社ノ理事長、副理事長又ハ理事第二十八條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ

科料ニ處ス

第五十一條 第二十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ科料ニ處ス

第五十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ科料ニ之ヲ準用ス

附 則

第五十三條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本米穀株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ株主ヲ募集スペシ

株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スペシ

設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スペシ

創立總會ニ於テハ第二十七條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本米穀株式會社理事長ニ引渡スペシ

第五十五條 取引所法ハ米穀ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定施行前米穀ノ賣買取引ヲ爲ス取引所ニ於テ爲シタル米穀ノ賣買取引ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ其ノ取引ヲ結了スルコトヲ得

第一項ノ規定施行前米穀ニ關スル行為ニシテ取引所法ノ罰則ヲ適用スベカリシモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十六條 日本米穀株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ本法公布ノ際現ニ存スル米穀ヲ賣買所又ハ正米市場開設者ガ本法公布ノ際現ニ所有スル土地、建物其ノ他ノ設備ヲ其ノ申込ニ應ジ買取ルモノトス

日本米穀株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ米穀ヲ賣買取引スル取引取引スル取引所ノ使用人及取引員ニシテ前條ノ規定施行ノ日迄引續キ其ノ業務ニ從事スルモノニ關シ必要ナル措置ヲ爲スモノトス

政府前二項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ米穀取引事業審議委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

米穀取引事業審議委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 日本米穀株式會社前條第一項ニ規定スル買取ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ不動產ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登錄稅法ニ依リ算出シタル登錄稅ノ額ガ本法ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本米穀株式會社ニ對シ前條第一項ニ規定スル買取ニ基ク不動產ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第五十八條 第二十五條ノ規定施行ノ際現ニ日本米穀株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ同條ノ規定施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ得ズ

第五十九條 昭和十四年四月一日現ニ第一條ノ許可ヲ受ケベキ米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同條ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第六十條 取引所稅法中第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十一條ノ二 日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル賣買取引ヲ除クノ外日本米穀株式會社及其ノ米穀市場ヲ取引所、其ノ市場員ヲ取引員ト看做シ本法中取引稅ニ關スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ

ハ第五條第一項ノ規定ニ拘ラズ賣買各約定金高ニ對シ万分ノ一二五ノ稅率ニ依ル

米穀配給統制法第十六條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ第十七條ノ例ニ依ル

日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ第一項ニ規定スル賣買取引ニ該當セザルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ第十七條ノ二ノ例ニ依ル

米穀配給統制法一部施行ニ關スル件

(昭和十四年八月九日 勅令第五百五十一號)

- 第一條 米穀配給統制法第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲タル事項ニ付之ヲ爲スモノトス
 - 一 米穀ノ買占又ハ賣惜ヲ防止スル爲必要ナル事項
 - 二 米穀ノ地方的偏在ヲ防止スル爲必要ナル事項
 - 三 米價ノ異常ナル變動ヲ防止スル爲必要ナル事項
 - 四 災害事變ノ場合ニ於ケル緊急措置ニ必要ナル事項
 - 五 其ノ他米穀ノ配給統制上必要ナル事項
- 第二條 米穀配給統制法第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サンストルトキハ米穀統制委員會ニ諮問スルコトヲ要ス但シ緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

414

356

昭和十六年二月十五日印刷
昭和十六年二月二十五日發行

發行所

島根

縣

町松

江市

○市

農

番ノ中

中原

發行人

佐々

島

町松

江市

○市

彌

ノ中原

印刷所

三島

縣

町松

江市

○市

彌

ノ中原

松陽新報
社
百八拾三番地三部
松江市殿町印刷部
八番地ノ一
松江市雜賀町
八番地
藏

終